

秋田県条例第三十二号

秋田県宅地造成等工事許可等手数料徴収条例

(手数料の徴収)

第一条 県は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一号。別表において「法」という。）の規定により宅地造成等に関する工事の許可を受けようとする者等から、手数料を徴収する。

(手数料の額)

第二条 手数料の額は、別表のとおりとする。

(手数料の徴収の時期)

第三条 手数料は、申請があつたときに徴収する。

(手数料の減免)

第四条 知事は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。

(手数料の不還付)

第五条 既に徴収した手数料は、還付しない。

附 則

この条例は、令和七年五月二十六日から施行する。

別表（第二条関係）

区 分	手数料の額（一件につき）
一 法第十二条第一項の規定による宅地造成等（土石の堆積に係るものを除く。）又は法第三十条第一項の規定による特定盛土等に関する工事の許可の申請	
イ 盛土又は切土を行う土地（以下「盛土等の土地」という。）の面積が五百平方メートル以内のもの	一万六千円
ロ 盛土等の土地の面積が五百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの	二万七千円
ハ 盛土等の土地の面積が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	三万九千円

<p>ニ 盛土等の土地の面積が二千平方メートルを超え三千平方メートル以内のもの ホ 盛土等の土地の面積が三千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの ヘ 盛土等の土地の面積が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの ト 盛土等の土地の面積が一万平方メートルを超え二万平方メートル以内のもの チ 盛土等の土地の面積が二万平方メートルを超え四万平方メートル以内のもの リ 盛土等の土地の面積が四万平方メートルを超え七万平方メートル以内のもの ヌ 盛土等の土地の面積が七万平方メートルを超え十萬平方メートル以内のもの ル 盛土等の土地の面積が十萬平方メートルを超えるもの</p>	<p>五万七千円 七万二千元 九万六千元 十五万円 二十三万円 三十七万円 五十三万円 六十九万円</p>
<p>二 法第十二条第一項の規定による宅地造成等（土石の堆積に係るものに限る。）又は法第三十条第一項の規定による土石の堆積に関する工事の許可の申請 イ 土石の堆積を行う土地（以下「土石の堆積の土地」という。）の面積が五百平方メートル以内のもの ロ 土石の堆積の土地の面積が五百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの ハ 土石の堆積の土地の面積が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの ニ 土石の堆積の土地の面積が二千平方メートルを超え三千平方メートル以内のもの ホ 土石の堆積の土地の面積が三千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの ヘ 土石の堆積の土地の面積が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの ト 土石の堆積の土地の面積が一万平方メートルを超え二万平方メートル以内のもの チ 土石の堆積の土地の面積が二万平方メートルを超え四万平方メートル以内のもの リ 土石の堆積の土地の面積が四万平方メートルを超え七万平方メートル以内のもの ヌ 土石の堆積の土地の面積が七万平方メートルを超え十萬平方メートル以内のもの ル 土石の堆積の土地の面積が十萬平方メートルを超えるもの</p>	<p>一万千円 一万三千円 一万六千円 一万九千円 二万八千円 三万円 三万八千円 五万二千元 七万二千元 十万円 十三万円</p>
<p>三 法第十六条第一項の規定による宅地造成等（土石の堆積に係るものを除く。以下この項において同じ。）又は法第三十五条第一項の規定による特定盛土等に関する工事の計画の変更の許可の申請</p>	<p>次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が六十九万円を超えるときは、その手数料の額は、六十九万円とする。 イ 宅地造成等又は特定盛土等に関する工事の計画の変更の場合（ロのみに該当する場合を除く。）については、盛土等の</p>

	<p>四 法第十六条第一項の規定による宅地造成等（土石の堆積に係るものに限る。以下この項において同じ。）又は法第三十五条第一項の規定による土石の堆積に関する工事の計画の変更の許可の申請</p>
<p>土地の面積（ロに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の盛土等の土地の面積、盛土等の土地の面積の縮小を伴う場合にあつては縮小後の盛土等の土地の面積）に応じ一の項に規定する額に十分の一を乗じて得た額</p> <p>ロ 新たな土地の盛土等の土地への追加に係る宅地造成等又は特定盛土等に関する工事の計画の変更については、新たに追加される盛土等の土地の面積に応じ一の項に規定する額</p> <p>ハ その他の変更については、一万円</p>	<p>次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が十三万円を超えるときは、その手数料の額は、十三万円とする。</p> <p>イ 宅地造成等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更の場合（ロのみに該当する場合を除く。）については、土石の堆積の土地の面積（ロに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の土石の堆積の土地の面積、土石の堆積の土地の面積の縮小を伴う場合にあつては縮小後の土石の堆積の土地の面積）に応じ二の項に規定する額に十分の一を乗じて得た額</p> <p>ロ 新たな土地の土石の堆積の土地への追加に係る宅地造成等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更については、新たに追加される土石の堆積の土地の面積に応じ二の項に規定する額</p>

ハ その他の変更については、一万円